

農業関連 3つの新法がもたらすもの

コロナ禍の 2020 年 6 月 5 日、突然次の 3 つの農業関連大統領令 (President ordinance) が発布された。

- **The Farmers' Produce Trade and Commerce (Promotion & Facilitation) Ordinance 2020** (農産物取引促進と円滑化のためのオーディナンス)
- **The Farmers (Empowerment and Protection) Agreement on Price Assurance and Farm Services Ordinance 2020** (価格保証とファーム・サービスに関する農業契約(強化と保護)オーディナンス)
- **The Essential Commodities (Amendment) Ordinance, 2020** (生活必需品法改訂オーディナンス)

大統領令とはインド憲法第 123 条「大統領の立法権 (Legislative Power of the President)」に基づき、両連邦議会が休会中に、大統領が緊急対応を要すると判断する事項につき発する命令であり、議会制定法と同等の効力を有する。しかし有効期間には条件があり以下のいずれかにより失効する。

- (a) 両院の再開日から 6 週間経過したとき (起算日は遅く再開した議会の再開日とする)
- (b) (a) の期間内に両院にて否決された場合は (遅い方の) 否決日
- (c) 大統領が命令を撤回したとき

そのため政府は上記 3 つの大統領令を法律化する道を選んだ。9 月 14 日、それぞれの大統領令は法案 (Bill) として下院に提出され、同 17 日に可決された。同 20 日には上院でも可決され大統領の署名を経て次の 3 つの法律が成立したのである。なお、内容的には大統領令とまったく同じものである。

- **The Farmers' Produce Trade and Commerce (Promotion & Facilitation) Act, 2020** (農産物取引(促進と円滑化)法)
- **The Farmers (Empowerment and Protection) Agreement on Price Assurance and Farm Services Act, 2020** (契約農業法)
- **The Essential Commodities (Amendment) Act, 2020** (生活必需品法改訂法)

新型コロナ感染の拡大の結果講じられた Lockdown により産業横断的に経済活動の停滞が生じた。生活必需品の農産物は Lockdown の対象外であったとはいえ、卸売市場 (mandi) がクラスター化して正常な作物取引ができなくなるなどの弊害が生じていたのは事実である。そのため、農産物取引場所の自由を認める「農産物取引促進と円滑化のためのオーディナンス」が緊急避難的に発せられたのは理解できなくもない。しかし、残り 2 つのオーディナンス

スは内容的に緊急を要するものとは考えにくい。にもかかわらず両院での審議もそこそこに3つまとめて強引に法律化してしまった点は我々第三者としても疑問を抱かざるを得ない。そして事実、野党や農民団体からこれらの法律の撤回を求める運動が始まったのである。

本稿ではそれぞれの法律の概要とその意図するところ、そして反対意見の骨子を簡単に見ていくことにしたい。

1. The Farmers' Produce Trade and Commerce (Promotion & Facilitation) Act, 2020 (農産物取引(促進と円滑化)法)

本法のハイライトとしては次の3点が挙げられる。

- (a) 農民と Trader (本法の定義上、作物を購入する者すべてを指す。消費者も含まれる。)は、現在各州の農業法で規制されている取引場所(主として **mandi** と呼ばれる卸売市場)を除き、州内、州外を問わずすべての取引地区 (**trade area**) で売買を行うことができる。
- (b) 取引に対しては何人^{なんびと}に対しても税金・手数料の類を課してはならない。
- (c) Trader は作物代金を原則当日中(遅くとも3日以内)に農家に支払わなければならない。

これらの意味合いを理解するために背景にある現在の農業取引法の実態を説明したい。

Bihar、Kerala、Manipur など一部の州・直轄領(以下「州」と呼ぶ)を除けば、州内における指定農産物売買は通称 **APMC Act** と呼ばれる各州の法律により規制・保護されている。

APMC 法の内容は各州において微妙に異なるが、概ね共通した内容となっている。

APMC とは **Agricultural Produce Market Committee** (農産物マーケット委員会) の略で、州政府役人、農民、仲介業者などの農業関係者で構成される公的組織である。州内は複数の管轄地域(**market area**)に区分けされ、各地域に APMC が構成、配置されている。管轄地域内には1つの主要卸売市場 (**market=mandi**) と1つないしは複数の準市場 (**sub-market**) があり、こうした物理的な市場^{いちば}において農産物(や畜産、海産物)の競り^{せり}による卸売取引が行われている。

Trader と呼ばれる卸売業者は APMC から免許を受け、所属する **market** 内で作物の買付を行わなければならない。そのため特段の免許を必要としない売手の農民も必然的に **market** 内での取引を強いられることになる。

そこで中央政府は **Model APMC Act, 2003** (州政府の立法に際して手本となる法律) を策定して農家にとっての取引範囲の拡大を図った。このモデル法では APMC が管理する **mandi** での取引に加え、州の免許を条件に企業が運営するヤードや農家による直販所、さらに倉庫などの保管場所における取引を可能にした。さらに農家と企業が直接取引契約を結ぶ契約農業に関する規定も導入された。多くの州がこのモデル法の全部または一部を採用して州法化した。しかしメディア報道を総合すると、取引はもっぱら **mandi** に限定されているようであり、契約農業(Pepsico など)もまだまだ限定的に行われているに過ぎないようだ。APMC 監督下の市場は卸売業者から入場料 (**market fees**) を取り、加えて販売金額に対して税金 (**cess**) も課せられる。州によってはこの税金収入が歳入の大きな構成要素となっている。

さて、本来は農民を卸売業者による搾取から保護するために作られた APMC 法であるが、寡占化した卸売業者が競りにおいて結託し、作物の買取り価格を低く抑えるなどの弊害が指摘されている。さらに代理人 (Commission Agent) とされる業者は農家と卸売業者間の売買を仲介し買手から手数料 (commission) を徴収する。また輸送、計量、種子の手配等様々なサービスを有料で農家に提供したり、小規模農家に対しては原材料購入のためのローンを貸付けたりもする。農家は借金をして作った作物を買いたたかれた上、作物代金から返済金相当を差し引かれ、常にぎりぎりの生活を強いられるのである。モディ政権は、こうした問題を踏まえ、不正防止、卸売業者の取引機会の拡大と諸手続きの緩和を主眼とした 2017 年版 Model Act を構築して各州にその採用を呼び掛けた。2003 年モデル法の進化版と位置付けられよう。具体的には、農業流通局長 (Director of Agricultural Marketing) を新設し、各種許認可権限を付与し汚職や癒着の抑制を図った。また卸売業者の single license を認め州内のすべての mandi での買付けを可能にするるとともに、他州の免許を持つ卸売業者に自州での営業を認めることで全国共通免許の概念を作った。さらに取引場所として新たに倉庫、サイロ、食品加工所、洗浄所などを market-sub-yard として認め取引当事者の便宜を向上させた。加えて政府が推進する全国オンライン市場(e-NAM)に関する規定を盛り込んだ。政府は 2003 年のモデル法に盛り込まれていた契約農業に関する規定を切り離す一方、契約農業に特化した新たな Model Agriculture Produce and Livestock Contract Farming Act, 2018 を作ったのである。残念ながらこれら 2 つの新モデル法を採用した州はほぼ皆無であり、中央政府が目論む農業の自由化と農家の所得アップは遅々として進んでいない。

新型コロナウイルス感染が拡大するにつれ一部の大規模 mandi がクラスター化し、作物の取引が停止ないしは制限される事態となった。こうした状況下で 3 つの大統領令が発せられたのである。

3 つの中でも最も影響が大きいと思われる「農産物取引 (促進と円滑化) 法」の構成と主要条項の中身は、(表 1) の通りである。

最重要ポイントを一言でいえば、「各州の APMC 法で定められた取引場所以外での取引を許認可手続きなしに認める」ことだ。すなわち、現在各州の APMC 法で認められている取引場所 (免許前提の民間ヤードや直売所などを含めて) は引き続き APMC 管理下に残しつつ、それ以外のあらゆる場所 (=trade area)、例えば農場、冷蔵施設、倉庫、加工施設、サイロなどで自由な取引を追加的に容認するというものである。さらにこうした新たな取引場所においては農家にも卸売業者にも税金や入場料の類を課してはならないとしている。加えて、これまで事実上買手に委ねられていた作物代金の決済期限については、これを「原則当日中、遅くとも 3 日以内」と規定したのである。

その結果農家のみならず、買手の卸売業者や民間企業には作物販売場所の選択肢が mandi から「その他のあらゆる場所」に大きく拡大されたのである。中央政府は自らが策定した 2017 年モデル法がないがしろにされる中、コロナ禍に乗じて新法を成立させることで強硬突破を図ったものと推察される。

(表 1)

章	項	内容
1 (序文)	1(タイトルと発効日)	(1) The Farmers' Produce Trade and Commerce (Promotion and Facilitation) Act, 2020 (2) 2020年6月5日発効。
	2 (用語定義)	略
2 (農産物取引の促進と円滑化)	3 (取引地区における取引の自由)	農民、取引人 (trader)、電子取引は取引地区(trade area)において自由に農産物の州内および州際取引ができる。
	4 (指定作物の取引)	(1) 取引人は取引地区において農家または別の取引人と州内および州際取引ができる。 (2) 中央政府は必要に応じ取引人の電子登録、取引手順、決済方法を規定することができる。 (3) 取引人は農家との取引においては当日中に代金支払いをしなければならない。但し、支払金額を記した作物受取証を当日中に農家に渡した場合に限り最長3日以内の支払いが可能である。
	5 (電子取引と取引プラットフォーム)	(1) 所得税法1961上割振られたpermanent account number/PAN (納税者番号) を有する法人、農業生産者組織、農協等は州内および州際取引促進のために電子取引プラットフォームを運営できる。 (2) 中央政府は必要と認めた場合、公正な取引確保のため、登録手続き、行動規範、技術的パラメーターなどを定めることができる。
	6 (取引地区における税等)	取引地区における取引に関しては、農民、取引人、電子取引に対して税・手数料を課してはならない。
	7 (価格情報と市場情報)	(1) 中央政府は政府機関を通じて農産物価格の市場情報システムや関連情報流布のためのフレームワークを策定できる。 (2) 中央政府は電子取引プラットフォームを運営する者に取引内容の情報提供を求めることができる。
3 (紛争処理)	8~10	略
4 (罰則規定)	11	略
5 (その他)	12~13	略
	14	本法の規定は、APMC法その他の法律の規定に優先する。
	15~20	略

(筆者作成)

2. The Farmers (Empowerment and Protection) Agreement on Price Assurance and Farm Services Act, 2020 (契約農業法)

本法のハイライトは次の三つである。

- (a) 当該州の既存の農業法 (APMC Act) の影響を受けずに自由に契約農業 (contract farming) のための農業契約 (farm agreement) が締結できる。
- (b) 作物の買い手にあたるスポンサー (企業) が支払う「最低価格」と市場連動の「上乗せ価格」を契約上明確にすることで契約農家の収入保障と所得拡大の可能性を確保する。
- (c) スポンサーによる作物代金の決済については、原則配達完了時点の全額払い。

まず本法は内容的に前述の Model Agriculture Produce and Livestock Contract Farming Act, 2018 をほぼ踏襲したものであり決して目新しいものではない。1 の農産物取引法同様、州政府がなかなかモデル法を採用したいことに業を煮やした中央政府がコロナ禍に乗じて大統領令を発し、ひいては本法を成立させることで強硬突破を図ったものと考えられる。

本法の構成と概要については筆者がまとめた（表2）を参照されたい。

本法では契約により収穫前にスポンサー企業による最低買取り価格が決められるため豊作で市場価格が暴落した際にも農家には最低限の利益が約束される。逆に市場価格が高騰した際はそれに連動して買取り価格が上昇する規定が盛り込まれるため、農家の所得アップの機会は増えることとなる。契約農業においてはスポンサーからは種子、肥料、農業技術などが提供されることから収穫効率も上がる。これが政府の「売り文句」である。

（表2）

章	条	内容
1（序文）	1（名称と発効日）	(1) Farmers (Empowerment and Protection) Agreement on Price Assurance and Farm Services Act, 2020 (2) 2020年6月5日発効。
	2（用語定義）	略
2（農業契約）	3（農業契約と期間）	(1) 農民はその種類を問わず作物に関する農業契約(farming agreement)を書面にて締結できる。契約は以下を含むものとする。 (a) 当該作物の供給時期、品質、グレード、標準、価格等のなどの条件 (b) 農場サービス (farm services)の条件（但し、農場サービス提供におけるいかなる法的要件もスポンサーまたは農場サービス提供者の責任とする） (2) いかなる農業契約も小作人 (share cropper)の権利を損なってはならない。 (3) 農業契約の期間は最短で1収穫期または（動物の場合）1生産サイクルとし、最長で5年とする。 (4) 中央政府は農業契約促進のため、必要に応じてガイドラインと契約ひな形を作成する。
	4（作物の品質、グレード、標準）	(1) 契約当事者は農業契約の履行の条件として、双方が合意する作物の品質、グレード、標準を定め、要求することができる。
	5（作物の価格）	作物買取り価格は事前に定め、契約書に記載する。但し変動価格の場合は、以下の2点を明確に記載する。 (a) 最低価格 (guaranteed price) (b) 上乗せ価格は、農家にbest valueが提供できるよう、市場 (mandi)の価格に連動させるなど明確に(数字を)記載する。
	6（作物の売買）	(1) 作物の配達について、 (a) 農場でスポンサーが作物を引き取る場合は、合意した時間内に行う (b) 農家が配達する場合は、スポンサー側でタイムリーな受取りに万全を期す (2) スポンサーは作物の引取りにあたり合意された品質チェックを行う。これを怠った場合、配達後の返品はできない。 (3) 代金の決済について、スポンサーは (a) 種子生産契約の場合は配達時に少なくとも合意金額総額の3分の1を支払い、残額はしかるべき認証後（但し30日以内）に支払う (b) その他の作物の場合は引取り時に合意金額の全額を支払い、内容詳細を記したレシートを発行する
	7（作物に関する適用除外）	(1) 農業契約の対象となつたいかなる作物も州の農業法の規制の対象外とされる。 (2) 重要物資法(Essential Commodities Act)等で定められた保管制限は農業契約上の作物には適用されない。
	8（スポンサーの禁止事項）	農業契約を次の目的で締結することを禁止する (1) 農民の土地または敷地の譲渡（含む販売、リース、抵当） (2) 農民の土地または敷地に恒久的構造物を建てたり改造を加えること。但しスポンサーが契約終了後構造物を撤去する、ないしは原状復帰することを訳す場合はこの限りではない
	9（農業契約と保険）	リスクの最小化と農家またはスポンサー（またはその両者）への信用供与の流れを確保すべく、農業契約を保険または信用供与手段とリンクさせることができる。
	10（その他の契約当事者）	アグリゲーター*(aggregator)やファーム・サービス・プロバイダー**(farm service provider)も契約当事者としてすることができる。この場合、契約書の中でこれらの役割と業務内容を明確にしなければならない。 * アグリゲーター：農家とスポンサーの仲介者としてaggregation related services（収集関連業務）を提供する者（農業生産者組織を含む） **ファーム・サービス・プロバイダー：ファーム・サービスを提供する者
	11~12	略

3 (紛争処理)	13 (調停委員会)	各農業契約は調停プロセスと当事者の代表者から成る調停委員会の構成について明確に規定するものとする。委員会における代表は公平かつ偏りのないものでなければならない。略
	14 (紛争解決のメカニズム)	農業契約上調停プロセス規定がない場合、または紛争が30日以内に解決しない場合、いずれの契約当事者も郡長官(Sub-Divisional Magistrate) に事案を照会することができる。略
	15 (農家の土地による未収金回収の禁止)	14条の規定に拘わらず、14条で下された命令に従って起こされるいかなる行為も農民の土地に対しては行えないものとする。
4 (その他)	16~24	略

(筆者作成)

3. The Essential Commodities (Amendment) Act, 2020 (生活必需品改正法)

本改正法は1955年に制定された「生活必需品法 (The Essential Commodities Act)」の一部を修正するものである。発効日は他の2法と同じく6月5日だ。

1955年生活必需品法は、業者による買いだめや闇取引によってその供給が滞った場合に国民生活の悪影響を与える特定の商品 (or 製品) をコントロールするための議会制定法である。同法3条、「生活必需品の生産、供給、流通等をコントロールする権限」の第1項には次の通り記載されている。

中央政府が生活必需品の供給の維持または増加、またはその公平な流通と適正な価格 (fair price) での安定供給 (availability) のために、(この権限の) 発動が必要または妥当と判断した場合、政府は命令をもってその必需品の生産、供給、流通、そしてその取引と商行為 (trade and commerce) を規制または禁止することができる。

例えばある商品が供給不足に陥り、小売値が急騰した場合、中央政府は一定期間その商品の在庫保有を制限するための通知を発することができる。州政府はこれを受けて具体的な制限量を定め、有効な措置を採らなければならない。同商品を扱う者 (卸売業者、小売店、輸入業者等) は制限量を超えた在庫を持ってなくなり、余剰在庫が市場に放出されることで供給量が増え価格の引き下げにつながる。州政府機関は指示に従わない業者に対し立ち入り検査を実施し、違反者は罰せられる。押収された商品はオークションで売られるか、穀物の場合は配給店舗 (Fair price shop) で売られることになる。

この法律の対象となる具体的な「生活必需品」は中央政府が州政府と協議の上、「Schedule (明細)」に記載される。対象とする事由が消滅すれば明細からも除外される。直近では今年3月13日、コロナ禍で不足したマスクと手の除菌用ローションを100日間の期限付きで本法の対象とし、期間中国民が適正な質と価格の製品を購入できるよう対応している。本措置は予定通り7月1日に解除されている。

現時点 Schedule には次の7項目が記載されている。

- 1) 薬物 (drugs)
- 2) 肥料
- 3) 食料品 (食用油を含む)
- 4) 毛糸束 (hank yarn)
- 5) 石油・石油製品
- 6) ジュート・ジュート製品

- 7) i) 食用穀物・野菜・果物の種子
ii) 家畜飼料用種子 (seeds of cattle fodder
iii) ジュートの種子

本改正法は何を改定するのか？

上記の第3条(1)項の後に(1A)項を追加し、食料品(Scheduleの3番目)に関する発動基準と在庫制限の発動基準を大幅に緩和した。(1A)の規定は以下の通りである。

- (a) 穀物、豆類、ジャガイモ、タマネギ、油糧種子、食用油など、中央政府が官報で指定する食料品の供給は戦争、飢饉、極端な価格高騰、甚大な自然災害など異常事態においてのみ規制されるものとする。
- (b) 在庫限度を課すための基準は価格高騰のみとし、農産物の在庫限度規制の命令は以下の場合のみ可能とする。
- (i) (野菜、果物などの)園芸作物の小売価格が100%上昇した場合
- (ii) 非生鮮食料品(non-perishable foodstuffs)の小売価格が50%上昇した場合

なお、上昇率は直近12か月前の価格または過去5年間の平均価格のいずれか低い価格に対するものとする。

但し、在庫限度に関する命令は食品加工業者および、農産物の種類を問わず、バリューチェーンに属する者¹に対しては、在庫が自社の総設備容量を超えない限り(輸出業者の場合は輸出需要量を超えない限り)適用されないものとする。

また、本項の規定は中央政府が本法または他の法律に基づいて発する公共分配システム(Public Distribution System)や受益者選別型公的分配システム(Targeted Public Distribution System)に関する命令には適用しないものとする。

改訂の理由はなにか？

上記改訂内容の重要ポイントは以下の通り。

- ・ 食料品の供給規制は戦争や飢饉などの異常事態以外は行わない(事実上の除外)
- ・ 農産物の在庫制限の発動基準を極端な価格上昇(生鮮品は100%、その他は50%)のみに限定する(基準以下の変動には目をつぶる)
- ・ 在庫制限規定は食品加工業者など農業バリューチェーン上の業者には(自社倉庫の設備容量を超えない限り)適用しない(常に目いっぱい在庫を容認する)

政府の意図はプレスリリースにも明確に示されている。すなわち、「インドではほとんどの農産物において余剰生産されるようになったが、農家の収入は一向に増えない。その原因は生活必需品法の存在であり、(投資家は同法の発動を恐れて)冷蔵設備、倉庫、加工、輸出といった分野への投資が十分に行われていないことにある。農家は豊作(bumper harvests)時、特に生鮮品については多大な損害を被る。今回の改正法は冷蔵設備と食料品サプライチェーン

¹ 「バリューチェーンに属する者」とは：農産物に関して言えば、耕地におけるあらゆる作物の生産から最終消費に至るまでの加工、包装、保管、輸送、流通など、作物に価値が付加される各段階に従事する者を指す。

の近代化を促進するだろう。それは農家と消費者に資すると同時に価格の安定をもたらすだろう。そして競争原理の効く市場環境ができ、貯蔵施設が充実することで食品ロス防止にもつながるだろう。」

以上、各法の概要についてみたが、最後に立法に強く反対する野党や農業団体の懸念材料や疑問点、直近の動きについてフォローしておきたい。以下の下線部分は政府回答主旨。

農産物取引（促進と円滑化）法

- ・（取引の自由を認める代わりに）最低支持価格/MSP が廃止されるのでは？
MSP による買い上げ制度は継続するので農家は MSP 価格で作物の販売ができる。
- ・ 州政府指定の mandi 以外での取引が自由化されれば mandi は無くなってしまうのか？
mandi は従来通り機能する。農民は mandi に加えて他の場所でも取引ができるようになるということだ。
- ・ 政府の電子取引ポータル(e-NAM)は今後どうなるのか？
e-NAM も mandi 内で引き続き行われる。電子プラットフォーム上での作物取引は今後増加し、その結果取引の透明性と時間の節約が達成されるだろう。

上記に加えて筆者見解も含めて以下の懸念材料が残るだろう。

- ・ 新たな取引場所に関する監督制度がないため弱い立場の農家が搾取の対象となり得る
- ・ 新たな場所における買取り最低価格を最低支持価格（Minimum Support Price / MSP）に連動させるシステムがない。
- ・ 新たな場所での取引には入場料や税金が課されないが、場所の賃料や運営費用は誰が負担するのか？
- ・ Mandi 外の市場価格動向はどのように把握できるのだろうか？

契約農業法

- ・ 契約農業においては農家がスポンサーの圧力により価格決定ができないのでは？
契約上農家は当該作物について販売価格を決める権限（power）を持つ。
- ・ 小規模農家はスポンサーに敬遠されて農業契約の締結ができないのではないのか？
インド全国で新たに 1 万の農業生産者組織（farmer producer organizations）が作られる。組織は小規模農家を結集して作物の引き合う値段（remunerative pricing）の実現に動く。
- ・ 新たなシステム（契約農業）は農家にとって（作物の出荷に関する）問題が生じるのではないのか？
契約署名後はスポンサーが直接作物を引取るので、農家は卸売業者を捜す必要がなくなる。
- ・ 契約当事者間の紛争時には大手スポンサー企業が有利になるのでは？
紛争時に頻繁に裁判所に通う必要はない。地元の紛争救済メカニズムができる。

もっとも懸念されるのは契約上取決められる作物の品質条件である。スポンサーが買取るためには収穫物がこうした品質基準を満たしていなければならないからだ。技術面ではスポンサ

一企業に太刀打ちできない農家は品質について紛争が起きた際に弱い立場に追い込まれる可能性が高い。その結果不満があっても争いをさけるため企業の言い分に屈してしまうことにもなりかねない。ゆくゆくはスポンサー企業の搾取の対象となっていくだろうというのが法律反対派の見解だ。

生活必需品改正法（下院での審議内容のみ記載）

インドのリーガルニュース専門ポータル、Live law（9月16日付）によれば、下院での審議の中、 kongress議員の Dr Amar Singh（Punjab州）は、「生活必需品法により政府は健全な流通と公正価格を維持できるわけだが、今回の改正法案は政府の権限を異常事態のみに限定してしまう。法律本来の趣旨から完全に逸脱するものだ。」と訴え、法案に反対した。そして「仮に100ルピーの作物が199ルピーに値上りした場合、それでも政府は（200ルピー未満だからといって）何もしないことになる。このような事態になれば農民は”無差別的”に苦しむことになる」と指摘した。

また、反対派議員の多くは、食料品の在庫制限を（事実上）廃止することは農民の犠牲の上で民間投資家のみには便宜を与えることになることを主張した。ある議員は「在庫制限を（事実上）除去すれば、（作物の）価格が下落した際に多くの法人投資家が買いために走ることになる」と語った。こうした批判に対して消費者省閣外大臣は、パンデミックなどの影響を受けて発生した価格変動（price volatility）をコントロールすることが必要であり、法改正により冷蔵設備投資を呼び作物の確保(save)が可能になるのだから農家はその恩恵を享受することになると反論した。

3つの法律については複数方面から最高裁に対する差止め請願書が提出されている。いずれも新法がインド憲法違反であることを差止め事由としている。ここでは詳細には立ち入らないが、憲法違反の理由としては次の2つの観点と言及されているのである。

- ・ 農業契約法は憲法14条（平等の権利）、15条（差別の禁止）、および21条（生存と自由の権利）に違反している。具体的には同法の2, 3, 4, 5, 6, 7, 13, 14, 18, 19条が違憲だと主張している。
- ・ 憲法上、州内の農業は当該州政府の管轄事項であるため3法はその意味で憲法に違反するものである。

Livellaw紙等によれば、最高裁長官の S A Bobde氏率いる法廷は10月12日、政府の代弁者ともいえる法務総裁の K K Venugopal氏に請願書に対する回答を6週間以内に準備するよう命じ、Venugopal氏もこれを了承したという。本稿の寄稿日（10月20日）時点では回答が出されたというニュースは入っていないが、Venugopal氏の回答とそれに対する最高裁の見解、判断は今後の農業関連法の方向性を左右しうるものとなるに違いない。

— 了 —

本レポートは情報提供のみを目的として作成したものであり、何らの行動を勧誘するものではありません。
ご利用に関しては、すべてお客さまご自身でご判断くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成していますが、当行はその正確性を保証するものではありません。
本レポートのご利用によりお客さまがいかなる損失、損害を受けられても当行は一切の責任を負いません。
本レポートはお客さま限りでご利用くださいますようお願いいたします。